

第2号議案 平成21年度事業計画及び収支予算承認の件

平成21年度 事業計画

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

当協会は、浄化槽の製造、工事及び保守点検を適正に行うため、浄化槽に関する正しい知識の普及及び技術の向上に努めるとともに、浄化槽法に基づく指定検査機関として法定検査を実施する等、水質環境の保全に寄与してきました。

県では、平成17年の浄化槽法の改正を受け、法第11条検査に従来からの「検査員検査」に、指定採水員による「採水員検査」を加えた「新11条検査」を導入されました。

当協会では、保守点検業者の浄化槽管理士を採水員に指定し、平成20年4月から指定採水員による検査を実施してきた結果、11条検査の法定検査受検率は、14.8%から19.5%と大幅に向上しましたが、全国平均25.7%（平成19年度）には及ばない状況であります。

当協会としては、今後とも関係行政機関の指導を仰ぎながら、関係団体と連携を図り浄化槽の着実な整備とともに正しい知識の普及啓発、適正な施工、維持管理のための事業を実施し、本県のより良い水質環境の保全に努めます。

1 基本方針

- ① 県民が安心して使用できる浄化槽を目指して、浄化槽の適正な製造・施工、保守・点検の技術の向上を図るとともに、第11条法定検査の受検率の更なる向上に向けて、会員が一丸となって取り組んでいきます。
- ② 生活排水処理施設の整備地域が、中山間地域等の人口散在地域へ移行していく中で、下水道と同等の機能を有し、経済効率性に優れた浄化槽による面的整備の推進と、維持管理の充実が図られるよう努めていきます。
- ③ 既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が図られるよう積極的に働きかけていきます。

2 事業計画

(1) 浄化槽の整備促進事業

ア 交付金制度による浄化槽整備の推進

各市町村において設置見込数に見合った予算額の確保が図られるよう市町村に要請していきます。

イ 市町村設置による浄化槽整備の推進

市町村が主体となって面的整備と維持管理の充実が図られ、住民の負担も軽減される浄化槽市町村整備推進事業の積極的な導入と活用が図られるよう市町村に要請していきます。

ウ 合併処理浄化槽への転換促進

(社)全国浄化槽団体連合会（以下、全浄連）との連携を取りながら、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽転換費用の公的負担の増額を国等関係方面へ要請していきます。

また、単独処理浄化槽の設置実態を把握するため、県に協力して浄化槽の設置台帳の整備を行います。

エ 小型合併処理浄化槽機能保証制度の運営

全浄連及びその会員団体が実施する本制度の保証業務を、適正に運営するとともに、設置者保護の観点から積極的に活用されるよう広報に努めます。

(2) 法定検査推進事業

ア 公正適確な法定検査の実施

県内唯一の指定検査機関として、第7条検査、第11条検査が公正に的確に実施されるよう「法定検査判定基準」の徹底を図るとともに、昨年度から導入した「採水員検査」においても「法定検査判定基準」が遵守されるよう指導してまいります。

イ 法定検査受検率の向上促進

県・市町村の協力を得ながら、検査員による第7条検査の受検率100%(前年度100%)を維持するとともに、第11条検査については、検査員による検査は12,300基(前年度11,891基)、指定採水員による検査は4,000基(前年度2,043基)を目標とし、第11条検査受検率の更なる大幅な向上を目指します。特に未受検管理者に対して行政機関と連携を図り、積極的に法定検査の必要性について啓発します。

ウ 新11条検査体制の充実

保守点検委員会においてワーキンググループ(WG)を開催し、新11条検査の受検率の向上を図るための調査研究を行ってまいります。

また、浄化槽管理者に対し第11条検査の必要性と受検への理解を深めるため、普及啓発用のパンフレットや冊子を配布するほか、テレビ、ラジオ、当協会のホームページ等で法定検査の必要性についてPRしてまいります。

更に検査員による検査体制を強化するとともに、指定採水員の研修会を開催し、現場に即した検査体制の充実を図ります。

(3) 浄化槽保守点検推進事業

ア 保守点検契約済証の配布

毎年、保守点検契約済証(ワッペン)を浄化槽設置箇所へ貼付し、保守点検の確実な実施に努めます。

(4) 浄化槽の保守管理等技術向上事業

ア 浄化槽設備士及び浄化槽管理士の講習会の開催

浄化槽の工事及び保守点検についての必要な知識及び技能を習得するため、(財)日本環境整備教育センター等専門機関を活用した講習会を開催します。

イ 浄化槽管理者に対する講習会等の開催

浄化槽管理者に対し講習会等を実施するとともに啓発用冊子を配布し、浄化槽についての正しい知識の普及に努めます。

ウ 浄化槽検査員等の講習会の開催

浄化槽の検査についての専門的知識及び技能の向上を図るため、検査員及び指定採水員に対し、(財)日本環境整備教育センター等専門機関による講習会を開催します。

エ 浄化槽行政担当者へ理解促進

浄化槽整備事業の推進市町村で構成する富山県合併処理浄化槽普及促進協議会が実施する職員研修会に参加し、処理浄化槽の維持管理技術等について理解促進を図ります。

(5) 浄化槽の普及啓発事業

ア 浄化槽法の周知・遵守

会員並びに浄化槽管理者等に対し、浄化槽法の内容の周知と法定検査の遵守についての普及・啓発に努めます。

イ 普及啓発用資材の配布

浄化槽の適正な使用、維持管理の知識の普及啓発を図るため、小冊子やパンフレット等を浄化槽管理者に配布します。

また、広く浄化槽に対する県民の関心と理解を深めるため、新聞、テレビ、ラジオ、市町村紙などを活用し、積極的に広報に努めます。

ウ 各種情報の収集提供

浄化槽についての図書・雑誌・資料・ビデオ等の情報を広く収集・整理するとともに、ホームページの充実を図り、インターネット等による情報提供に努めます。

(6) 協会の活性化事業

ア 機関誌の発行

機関紙「浄化槽とやま」を年2回発行し、会員に適時適切な情報の提供するほか、内容の充実に努めます。

イ 委員会等の開催

理事会の付属機関である総務、製造施工及び保守点検の各委員会を適時開催し、浄化槽の普及・啓発を図るための調査研究や技術指導について協議し、各種事業を推進します。

ウ 支部活動の充実

県厚生センター及び市保健所等に設置する各支部において、第11条法定検査未受検管理者等を対象にした講習会の開催を実施する。また、浄化槽の正しい知識の普及啓発のためのパンフレット等の配布を行う。

エ 行政機関・関係団体との連携強化

県・市町村及び全浄連その他関係団体との連携を密接にして、各種事業の円滑な推進に努めます。